

宮脇委員提出資料目次

- 1 「個々の司法修習終了者の経済的状况等を
勘案した措置のイメージ（案） . . . 1
- 2 弁護士負担（イメージ図） . . . 2
- 3 大阪弁護士会関係会則集（簡易版） . . . 3

「個々の司法修習終了者の経済的状况等を勘案した措置」のイメージ（案）

江田法務大臣が第1回法曹養成フォーラムで挨拶された際に仰っていたとおり、「法曹は決して特権的存在ではない」ことを前提に、各機関において何ができるか考えるべき。

1. 政府および裁判所

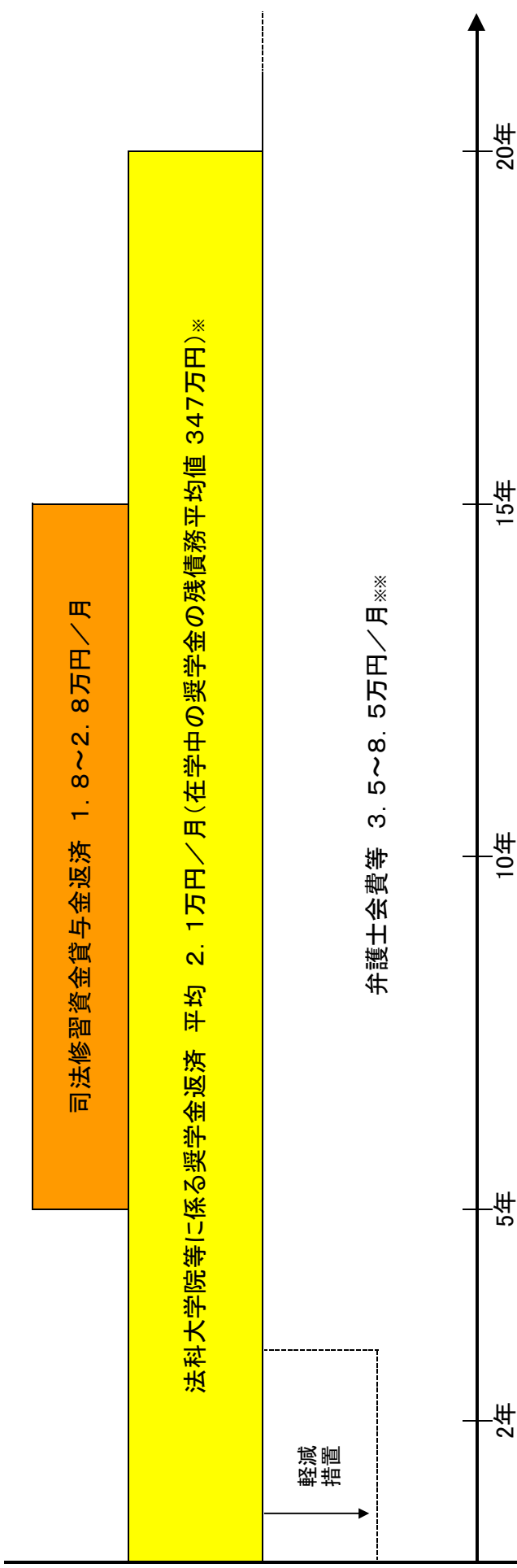
- ① 学生支援機構の奨学金制度を参考に、返済時期において資力に欠ける者に対し、貸与金の返済を猶予してはどうか。
- ② 一方で、債権管理と非行抑止の観点から、刑法犯や一定以上の懲戒処分を受けた者に対しては、直ちに全額返済を求めることを可能としてはどうか。

2. 日本弁護士連合会

- ① 入会時期を問わず、資力に欠ける者に会費等を減免してはどうか。少なくとも1①の猶予対象になった者については会費等を全額免除すべき。
- ② 入会時に払う各種一時金の大幅減額や入会后一定期間の負担緩和について期間の長期化や負担の更なる減免を行ってはどうか。

（ 以上 ）

弁護士負担(イメージ図)



※ 司法修習修了者等の経済的な状況に関する調査(「経済状況調査」)

※**日弁連提出資料

(注1) 日弁連資料によると、経常的な負担として、上記負担のほか、各地区・支部会費(0～2.5万円/月)、ブロック会費(0～0.4万円/月)が記載されており、登録5年目の弁護士の経常的な年間負担額は、49.8～117.8万円。
また、日弁連資料によると、弁護士登録に当たり負担する経費として、日弁連登録料(3万円)、単位弁護士会入会金(3～60万円)等が記載されており、負担額は6～63万円。

この他、日弁連資料には記載されていないが、各種負担金会費(国選弁護士報酬の数%等)、登録免許税(6万円)、単位弁護士会の会館負担金等が必要。

(注2) 「経済状況調査」によると、平成22年分所得額の平均値は、弁護士6年目で1,073万円、6年目から15年目までの平均で1,370万円。

平成二〇年一月

大阪弁護士会関係会則集

(簡易版)

総目次

1	基本法規、会則	9	※15 修習・法曹養成
※2	特別委員会一覧表		
3	会議	115	
4	選挙	120	
5	綱紀、懲戒、紛議、市民窓口等	135	
6	弁護士倫理	162	
7	研修	167	
8	会員支援	178	
9	会館、図書	182	
10	情報	190	※24 財団法人日弁連法務研究財団
11	人権	208	※25 日本知的財産仲裁センター
12	刑事弁護、子どもの権利	212	
13	相談、民事紛争処理、高齢者・障害者、住宅紛争、援助事業	229	※27 廃止・失効になった会規・規則等
14	公設事務所等	319	
16	弁護士業務	323	
17	厚生、顕彰	359	
18	各種委員会	366	
19	外国弁護士	374	
20	総務	390	
21	会計	394	
22	事務局職制、就業規則	406	
23	近畿弁護士会連合会	411	
26	弁護士協同組合	418	

※題名のフォントが小さい規則等は、本書では省略しています。
 すべての規則等を掲載した会則集は、当会図書室に備え付けておりますので、図書室でご覧ください。
 また、会員専用サイトでも次のとおりアクセスしてご覧いただけます。

[会員専用サイト](#) ↓ [書式・資料](#) ↓ [資料](#) ↓ [会則・規則等](#)

《會計》

大阪弁護士会各種会費規程

(会規第二十号)

改正	平成二・三・一六	施行
	平成三・一二	平成四・五
	平成五・三	平成五・五
	平成六・一二	平成八・一一
	平成一〇・二	平成一〇・一二
	平成一二・三	平成一二・九
	平成一三・一一	平成一四・三
	平成一六・二	平成一六・一二
	平成一八・三	平成一八・一一
	平成一九・三	

定める会費及び特別会費は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 一般会費
- 二 厚生特別会費
- 三 会館特別会費
- 四 一般会費及び厚生特別会費は、別表第一のとおりとする。

- 2 一般会費及び厚生特別会費は、別表第一のとおりとする。
- 3 会館特別会費は、別表第二の一のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、入会后十年未満の会員が、三十万円以上の篤志寄付をしたときは、寄付をした翌月から入会后十年に達する月までの会館特別会費は、月額七千円とする。

- 5 第三項の規定にかかわらず、年齢満七十歳に達した会員又は外国特別会員の会館特別会費については、別表第二の二のとおりとする。
- 6 第三項の規定にかかわらず、平成十四年四月一日以降に入会する会員については、申出により、財務委員会の議を経て、別表第二の三のとおり会館特別会費を納付することができる。

(趣旨)
 第一条 この規程は、会則第六十条、弁護士法人規程(会規第四十一号。以下「法人規程」という。)第二十五条及び外国特別会員基本規程(会規第十五号。以下「基本規程」という。)第六十六条第二項に規定する会費、特別会費、負担金会費及び賦課金について必要な事項を定める。

(会費、特別会費)

第二条 会則第五十九条第一項、法人規程第二十四条第一項及び基本規程第六十六条第一項に

護士法人たる会員の会費及び特別会費は、別表第三のとおりとする。

- 9 前項の規定の適用については、毎年一月一日(入会の年は入会日)現在の社員数を基準として、四月(入会の年は入会月)から翌年三月までの会費及び特別会費を徴収する。

(負担金会費等)

第三条 会則第五十九条第一項、法人規程第二十四条第一項及び基本規程第六十六条第一項に定める負担金会費とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 会館負担金会費
- 二 削除
- 三 法律相談センター負担金会費
- 四 刑事弁護基金負担金会費
- 五 民事紛争処理センター負担金会費
- 六 高齢者・障害者支援センター負担金会費
- 七 住宅紛争審査会負担金会費
- 八 公設事務所負担金会費
- 九 公益活動負担金会費

- 2 本会に入会する弁護士である会員及び本会に入会した弁護士法人である会員(再入会する会員で、すでに会館負担金会費四十万円を納付した者を除く。)は、入会に際し、四十万円の会館負担金会費を一括して納付しなければならない。ただし、司法修習生の修習を終了後直ちに

入会する弁護士である会員は、財務委員会の議を経て、その延納又は分割払いをすることができ
る。

3 会員又は外国特別会員は、次の各号に掲げる割合の負担金会費を納めなければならない。

- 一 国選弁護士に対する報酬の五%
- 二 裁判所から選任された職務代行者、破産管財人、民事再生監督委員、同調査委員、同管財人、同保全管理人、会社更生管財人、同調査委員、同保全管理人、同監督員、会社設立検査役、特別清算における特別清算人、同検査役、会社整理における検査役、同監督員、同管理人、特別代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、財産管理人及び遺言執行者等（裁判所の民事調停委員、家事調停委員、鑑定委員、司法委員、参与員その他これらに準ずるものを除く。）の報酬の七%（後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人の報酬については、就任時から一年間のものに限る。）
- 三 大阪弁護士会総合法律相談センター規程（会規第十三号）に定める法律相談業務、被害者救済業務、遺言センター業務、リーガル・アクセス・センター業務及び当番弁護士に関する業務の担当者並びに同規程により事件を

受任した会員又は外国特別会員の法律相談料、着手金、報酬金、手数料、鑑定料、講師料並びに同規程第二条第三号(1)及び(6)並びに同条第六号（出張相談に限る。）及び第十六号の業務の日当の七%

四 大阪弁護士会総合法律相談センターから顧問の紹介を受けた会員又は外国特別会員の顧問就任時から一年間の顧問料の七%

五 大阪弁護士会民事紛争処理センターから支払を受けた示談斡旋人及び仲裁人の成立報酬の七%

六 大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター規程（会規第三十号）に定める専門法律相談業務、財産管理支援業務、介護・福祉支援業務及び精神保健支援業務の担当者並びに同規程により事件を受任した会員又は外国特別会員の法律相談料、着手金、報酬金（財産管理支援業務については、業務就任時から一年間のものに限る。）、手数料、鑑定料及び講師料の七%

七 大阪住宅紛争審査会の指名紛争処理委員の報酬の七%

4 前項の負担金会費は、次の各号に掲げる方法により徴収する。

- 一 前項第一号の負担金会費 本会において裁判所又は日本司法支援センターから代理受

領し、これを控除する。

二 前項第二号の負担金会費 会員が受領の都度、納付する。

三 前項第三号から第七号までの負担金会費

会員が法律相談料等を受領の都度、納付する。ただし、大阪弁護士会総合法律相談センター規程第二条第三号(1)及び(6)並びに同条第六号（出張相談に限る。）及び第十六号の業務において法律相談センターが支払う日当及び手数料については、前項第三号の負担金会費を控除する。

5 次に掲げる会員については、会館負担金会費の納付を免除し、又は猶予することができる。

- 一 弁護士職務経験法の規定により本会に入会した会員
- 二 日本司法支援センターとの間で常時勤務する契約をした弁護士（以下「常勤スタッフ弁護士」という。）
- 三 常勤スタッフ弁護士になるために会員の事務所を登録事務所とし、本会に入会した会員
- 6 負担金会費のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる特別会計引当金として、それぞれ一般会計において経理する。
 - 一 削除
 - 二 公設事務所負担金会費（第三項第一号の負担金会費の五分の三及び同項第二号の負担金

- 会費の全部並びに同項第三号及び同項第四号の負担金会費の二分の一の合計額のうち一會計年度につき金三千万円に満つるまでのもの）
公設事務所特別会計引当金
- 三 法律相談センター負担金会費（第三項第三号及び同項第四号の負担金会費の二分の一）
法律相談センター特別会計引当金
- 四 刑事弁護基金負担金会費（第三項第一号の負担金会費の五分の一）
刑事弁護特別会計引当金
- 五 民事紛争処理センター負担金会費（第三項第五号の負担金会費）
民事紛争処理センター特別会計引当金
- 六 高齢者・障害者支援センター負担金会費（第三項第六号の負担金会費）
高齢者・障害者支援センター特別会計引当金
- 七 公益活動負担金会費
公益活動特別会計引当金
- 七 会員の公益活動等に関する規程（会規第五十四号）第三号の義務を履行しなかった弁護士である会員は、当該年度の翌年度の九月末日までに同規程第六条の定める公益活動負担金会費を納めなければならない。
- 八 特別会計引当金に関する事項は、規則をもって定める。

- るものは、会館積立金として、一般会計において経理する。
- 一 会館負担金会費の全部
- 二 前条第三項第一号の負担金会費の五分の三及び同項第二号の負担金会費の全部並びに同項第三号及び同項第四号の負担金会費の二分の一の合計額のうち公設事務所負担金会費として一會計年度につき金三千万円に満つるまでの分を差し引いた額
- 三 前条第三項第七号の負担金会費の全部
（賦課金）
- 第四条 会則第五百九十九条第一項、法人規程第二十四条第一項及び基本規程第六十六条第一項に定める賦課金とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 入会の申込みに際して調査のため徴収する賦課金 金一万円
 - 二 弁護士法第二十三条の二（第三十条の二）により準用する場合を含む。）に基づく照会の申出に際して徴収する賦課金 一件につき金四千元
 - 三 常時勤務を要する報酬ある公職就任等の届出に際して徴収する賦課金 金五千元
 - 三の二 弁護士法第三十条第一項及び第三項前段の届出に際して徴収する賦課金 金五千元
 - 四 税理士法第五十一条第一項の税理士業務開

- 始通知申請に際して徴収する賦課金 金五千元
- 五 弁護士法第三十条の十七ただし書に基づく非常駐許可申請に際して徴収する賦課金 金二万円
- 2 司法修習終了後直ちに入会の申込みをする者及び弁護士職務経歴法の規定により本会に入会の申込みをする者については、前項第一号の賦課金を徴収しない。
- 3 第一項の賦課金は、返還しない。
- 4 第一項の賦課金は、一般会計において経理する。
- （弁護士法第二十三条の二に基づく照会の申出についての賦課金についての特則）
- 第五条 前条第一項第二号の賦課金については、照会事項が二名以上の者に関するときは一名ごと、また照会先が二カ所以上にわたるときは一照会先ごとに、一件とする。ただし、外国人登録事項の照会については、一世帯に属するものを同時に照会する場合は、一件とする。
- 2 会員は、国選弁護士事件及び法律扶助事件に関する照会の申出について、前条第一項第二号の賦課金につき免除の申請をすることができるものとし、本会はその申請を相当と認めるときは、免除する。
- 3 会員が前項の免除の申請を行うときは、免除

を必要とする理由を記載し、疎明しなければならぬ。

4 前条第一項第二号の賦課金は、本会が照会書を発送する前に照会申出が撤回されたとき又は本会が照会しないと決定したときは、前条第三項の規定にかかわらず、返還する。

附則

第一条 この規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成二・三・一六 承認)

第二条 第三条第一項第二号、第三条第三項第五号(新設)及び第三条第四項第五号(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成四年二月一日から施行する。

(平成四・一・一七 承認)

第三条 第四条第二項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成四・六・一九 承認)

第四条 第三条第四項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成五年四月一日から施行する。

(平成五・三・一九 承認)

第五条 第三条第三項第三号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成五年十月一日から施行する。

(平成五・六・二五 承認)

第六条 第三条第一項、第二項及び第四項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成七・一・二〇 承認)

第七条 第三条第一項第二号、第三項第五号及び第四項第五号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成九年二月一日から施行する。

(平成八・一二・二〇 承認)

附則 (平成一〇年二月二七日 改正)

第二条及び第三条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十年四月一日から施行する。

(平成一〇・三・一九 承認)

附則 (平成一〇年二月八日 改正)

1 第二条第二項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十一年四月一日から施行する。

2 第三条第四項第三号、第六項第二号及び第六号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成一〇・一二・一八 承認)

附則 (平成一二年三月一〇日 改正)

1 第三条第六項第二号の改正規定は、日本弁護士

士連合会の承認を得て、平成十三年四月一日から施行する。

2 第三条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、建設大臣が大阪弁護士会を指定住宅紛争処理機関として指定した日から施行する。

(平成一二・三・一七 承認 平成一二・九・一 指定)

附則 (平成一二年九月二〇日 改正)

第三条第四項第三号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成十二年十月一日から適用する。

(平成一二・一〇・一八 承認)

附則 (平成一三年一〇月二三日 改正)

第二条第一項第五号(新設)及び同条第八項ないし第十一項(いずれも新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成一三・一一・二〇 承認)

附則 (平成一四年三月六日 改正)

題名、第一条、第二条第一項、第三項から第五項まで、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項(新設)、第三条第一項から第六項まで、第四条第一項、第二項及び第四項並びに第五条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十四年四月一日から施行する。

(平成一四・三・一五 承認)

附 則 (平成一六年二月二日 改正)

1 第四条第一項第三号の二の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十六年三月一日から施行する。

2 第三条第四項第三号及び第五項第三号並びに第四条第一項第三号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十六年四月一日から施行する。

3 第四条第一項第三号の二の改正規定は、平成十六年三月三十一日までに弁護士法第三十条第三項の許可を受けた者が同号の届出をする場合は、適用しない。

(平成一六・二・一九 承認)

附 則 (平成一六年二月二〇日 改正)

第二条第十二項から第十四項まで、第三条第六項から第八項まで及び第四条第二項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十七年二月一日から施行する。

(平成一七・一・二〇 承認)

附 則 (平成一六年二月二〇日 改正)

第三条の見出し、第三条第四項第二号及び第六号、第三条第七項並びに第三条の二の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十七年四月

一日から施行する。

(平成一七・一・二〇 承認)

附 則 (平成一八年三月一三日 改正)

第三条第四項第三号及び第五項第三号並びに第七項から第九項までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十八年四月一日から施行する。

(平成一八・三・一六 承認)

附 則 (平成一八年二月二九日 改正)

1 第三条第六項から第九項までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成十八年十月一日から適用する。

2 第四条第一項第五号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成一八・一・二四 承認)

附 則 (平成一八年二月二九日 改正)

第三条第一項第九号、第七項第七号、第八項及び第九項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十九年四月一日から施行する。

(平成一八・一・二四 承認)

附 則 (平成一九年三月一二日 改正)

1 第二条第一項第四号及び第五号、同条第二項から第十四項まで、第三条第一項第二号、同条第二項から第九項まで、第三条の二並びに別表

第一から別表第三までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十九年四月一日から施行する。

2 平成十九年三月三十一日までに納付義務が発生した会費、特別会費及び負担金会費については、なお従前の例による。

(平成一九・三・一五 承認)

別表第一 一般会費・厚生特別会費 (第二条第二

項関係)

	会 員	外国特別会員
一般会費	月額一六、〇〇〇円	月額一六、〇〇〇円
厚生特別会費	月額一、〇〇〇円	徴収しない。

別表第二の一 会館特別会費(第二条第三項関係)

1 平成七年四月までに入会した会員又は外国特別会員

期 間	金 額
平成二十七年三月まで	月額七、〇〇〇円
平成二十七年四月から 同三十二年三月まで	月額五、〇〇〇円

2 平成七年五月以降同十二年三月までに入会した会員又は外国特別会員

期間	金額
入会の月から十年間	月額八、〇〇〇円
入会後十年を経過した月から十年間	月額七、〇〇〇円
入会後二十年を経過した月から平成三十二年三月まで	月額五、〇〇〇円

3 平成十二年四月に入会した会員又は外国特別会員

期間	金額
入会の月から十年間	月額八、〇〇〇円
入会後十年を経過した月から平成三十二年三月まで	月額七、〇〇〇円

4 平成十二年五月以降同十四年四月までに入会した会員又は外国特別会員

期間	金額
入会の月から十年間	月額八、〇〇〇円
入会後十年を経過した月から平成三十二年三月まで	月額七、〇〇〇円
平成三十二年四月から入会後二十年に達するまで	月額二、〇〇〇円

5 平成十四年五月以降に入会する会員又は外国特別会員

期間	金額
入会の月から十年間	月額八、〇〇〇円
入会後十年を経過した月から八年間	月額七、〇〇〇円
入会後十八年を経過した月から二年間	月額二、〇〇〇円

別表第二の二 会館特別会費(第二条第五項関係)

1 入会時にて年齢満七十歳以上の会員又は外国特別会員

期間	金額
入会の月から十年間	月額三、〇〇〇円
入会後十年を経過した月から十年間	月額二、〇〇〇円

2 入会時から入会後十年を経過するまでに年齢満七十歳に達した会員又は外国特別会員

期間	金額
年齢満七十歳に達した月から入会後十年に達するまで	月額三、〇〇〇円
入会後十年を経過した月から十年間	月額二、〇〇〇円

3 入会後十年を経過後に年齢満七十歳に達した会員又は外国特別会員

期間	金額
年齢満七十歳に達した月から入会後二十年に達するまで(平成七年四月までに入会した会員又は外国特別会員については、年齢満七十歳に達した月から平成二十七年三月まで)	月額二、〇〇〇円

別表第二の三 会館特別会費の納付方法の特例(第二条第六項関係)

期間	金額
入会の月から三年間	月額三、〇〇〇円
入会後三年を経過した月から七年間	月額八、〇〇〇円
入会後十年を経過した月から十年間	月額七、〇〇〇円
入会後二十年を経過した月から一年間	月額五、〇〇〇円

別表第三 弁護士法人会費及び特別会費(第二条第八項関係)

会費	社員が一人のとき	社員が二人以上十人以下のとき	社員が十一人以上のとき
一般会費	月額三、二〇〇円	月額八、〇〇〇円	月額一六、〇〇〇円
厚生特別会費	徴収しない。	徴収しない。	徴収しない。
会館特別会費	月額一、六〇〇円	月額四、〇〇〇円	月額八、〇〇〇円

会則第六十一条の運営準則

- (昭和五二年 二月 七日常議員会承認)
- (平成 元年 一月一八日常議員会改正)
- (平成 七年 二月二一日常議員会改正)
- (平成一四年 四月 八日常議員会報告)
- (平成一五年一〇月 七日常議員会改正)
- (平成一八年 九月一九日常議員会改正)
- (平成一九年 二月二〇日常議員会改正)

一、会費（特別会費を含む。）の減免手続

- (一) 会則第六十一条の規定による会費の減免は、次の各号に掲げる場合に、行うものとする。
 - (1) 会員が疾病その他やむを得ない事情により、弁護士業務の執務不能等となり、会費の支払いをなすことが経済的に困難であると認められるとき。
 - (2) 会員が出産（死産及び流産の場合を含む。以下同じ。）するとき。
 - (3) 会員が「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成一二年法律第一二五号）」に基づき公務員に採用されたとき。
 - (4) 会員が、外国の法整備支援その他の公益活動のため、六か月以上の期間、海外において勤務するとき。

(二) (一)の場合の手続

- (1) 常議員会が審議をするときは、調査委員を選任して調査を行わせる。
- (2) 調査委員は、本人、医師などとの面接その他調査の結果に基づき、滞納会費及び六ヶ月を限度とする将来の会費について、その減免の可否に関する意見を常議員会に報告する。
- (3) 常議員会は、会費の減免を受けている会員についての同一事由に基づく減免の継続につき審議をするにあたり、その理由があると認められるときは、新たに調査委員を選任することなく、さらに六ヶ月を限度として、会費の減免を相当とする旨の議決をすることができる。

同期間後も同様とする。但し、同方法による減免の議決が連続するときは、少なくとも五年ごとに、(1)に定める調査委員を選任し、(2)に定める調査方法等により調査を行う。

(三) (一)の(2)、(3)及び(4)の場合の手続

- (1) 会費の減免を申請しようとする会員は、会長に対し、会長の指定する書類を添えて申請（(一)の(2)については、出産後一年以内の申請に限る。）をしなければならぬ。
- (2) 常議員会が審議をするときは、調査委員

を選任して調査を行わせる。ただし、(一)の(2)の場合は、調査委員の選任を行わずに審議する。

- (3) 会費の減免の期間及び額は、常議員会の決議で特に定める場合のほか、次のとおりとする。

(イ) (二)の場合は、出産日（出産前に免除の決議を行う場合は、出産予定日）が属する月（以下「出産月」という。）の前月から四か月間（多胎妊娠の場合は、出産月の前々月から六か月間）を免除する。

(ロ) (一)の(3)及び(4)の場合は、公務員である期間又は海外勤務の期間の会費のうち、大阪弁護士会各種会費規程（会規第二十二号）第二条第一項に定める一般会費及び会館特別会費の各二分の一の額を減額する。ただし、月の途中において公務員に就任し、若しくは海外勤務を開始したとき又は月の末日の前日までに公務員を退職し、若しくは海外勤務を終えたときは、当該月の会費は、減額しない。

二、精算手続

会員が減免を受けた期間の会費を既に納付しているときは、当該会員の請求により、既納付額のうち減免を受けた額を返還する。

附帯決議

(平成一八年九月一九日
常議員会決議)

この準則は、改正後三年を目途として見直しを行うものとする。

附則(平成一九年二月二〇日改正)

一の(三)の(3)の(四)、二及び三の改正規定は、平成一九年四月一日から施行する。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律及び総合法律支援法の規定により本会に入会する者等に対する入会金等の免除又は猶予に関する運用準則

平成一八・一一・七制定
改正 平成一九・二

(趣旨)

第一条 この準則は、会則第十七条第四項及び第五項並びに第六十一条並びに大阪弁護士会各種会費規程(会規第二十号。以下「各種会費規程」という。)第三条第五項に基づき、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号。以下「弁護士職務経験法」という。)及び総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の規定により、本会に入会する者等に対する入会金等の免除又は猶予に
関し、必要な事項を定める。

(猶予)

第二条 本会に入会の申込みをする者が、弁護士名簿の登録を請求するに当たり、最高裁判所事務総局人事局長又は法務省大臣官房人事課長が発行した「当該登録請求者が弁護士職務経験法の規定により弁護士となりその職務を行う予定の者であるとする書面」を提出したときは、次

に掲げる入会金及び会費(以下「入会金等」という。)の納付を猶予する。

- 一 会則第十七条第一項の入会金
- 二 各種会費規程第二条第一項第三号の会館特別会費
- 三 各種会費規程第三条第二項の会館負担金会費

2 日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)との間で常時勤務する契約をした弁護士(以下「常勤スタッフ弁護士」という。)で支援センターに勤務するために本会に入会の申込みをする者については、前項第一号の入会金及び第三号の会館負担金会費の納付を猶予する。ただし、前項第一号の入会金の納付の猶予については、その者が所属弁護士会を本会に変更しようとする場合に限る。

3 常勤スタッフ弁護士になるために会員の事務所を登録事務所とし、本会に入会した会員(以下「養成弁護士」という。)については、第一項第三号の会館負担金会費の納付を猶予する。

4 前項の猶予は、養成弁護士が養成期間終了後、引き続き常勤スタッフ弁護士となって本会に登録し続ける場合も継続するものとする。

(免除)

第三条 弁護士職務経験法の規定により本会に入会した会員が、弁護士名簿の登録の日以後、最

高裁判所事務総長又は法務省事務次官が発行した「当該登録請求者が弁護士職務経験法の規定により弁護士となりその職務を行うものであるとする書面」を提出したときは、前条第一項各号に掲げる入会金等の納付を免除する。

- 2 常勤スタッフ弁護士であった会員がその地位を失って三月以内に登録取消の請求又は登録換えの請求をしたときは、前条第二項又は第四項により猶予した入会金等の納付を免除する。

- 3 養成弁護士であった者が、養成期間終了後三月以内に登録換え又は登録取消の請求をしたときは、前条第三項各号により猶予した負担金会費の納付を免除する。

- 4 前条第二項から第四項までの規定による猶予を受けた者が、死亡又は懲戒により、本会を退会したときは、猶予を受けた入会金等の納付を免除する。

(猶予の失効)

第四条 常勤スタッフ弁護士であった者がその地位を失って三月を経過しても登録換え又は登録取消の請求をしないときは、その時に第二条第二項の規定による猶予は失効し、猶予された入会金等を直ちに納付しなければならない。

- 2 第二条第四項の場合を除き、養成弁護士であった者が養成期間終了後三月を経過しても本会に登録し続けるときは、猶予は失効するものと

し、猶予された会館負担金会費等について納付義務が生じる。

附 則 (平成一八年一月七日 制定)

- 1 この準則は、平成十八年十一月七日から施行し、平成十八年十月一日から適用する。
- 2 弁護士職務経験法の規定により本会に入会申し込みをする者に対する入会金等の免除もしくは猶予に関する運用基準は、廃止する。

附 則 (平成一九年二月二〇日 改正)

- 第二条第一項第三号から第六号まで並びに同条第二項及び第三項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

会館特別会費の内一部の徴収開始月の延期申請の承認運用準則

平成一四・一・二五

財務・会館委員会決議

改正 平成一九・一・二六

財務・会館委員会決議

大阪弁護士会各種会費規程(会規第二十号)第二条第六項に基づき、平成十四年四月一日以降に入会する年齢満七十歳に達していない会員より、「会館特別会費の内五千円につき、その徴収開始月を入会後三年を経過する月とする」よう申請があった場合の運用は以下のとおりとする。

- 1 申請者が、司法修習終了と同時に本会へ入会する者である場合、又は司法修習終了から三年以内に入会する者である場合には、原則として個別の調査は省略し、承認するものとする。
- 2 申請者が、前項以外の者である場合には、申請者の申請時点の資力その他に照らして、会館特別会費全額の納付を入会後直ちに開始することが困難な状況にあると認められるときに限り、承認するものとする。
- 3 前項の審査は、申請者からの提出書類の審査、聴取その他適切と認められる方法により行なうことができる。

附則（平成一四年一月二五日 制定）
本規則は平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一月二六日 改正）
題名及び本則の改正規定は、平成十九年四月十日から施行する。

大阪弁護士会各種手数料等に関する規則

（規則第七十五号）

平成 二・ 四・ 一	施行
改正 平成 三・ 一	平成 八・ 一
平成一〇・ 三	平成一四・ 三
平成一六・ 一	平成一八・ 八
平成一八・ 一〇	平成一九・ 三

（趣旨）

第一条 この規則は、会則第六十四条及び大阪弁護士会外国特別会員基本規程（会規第十五号）第六十六条の二に規定する使用料、手数料及び費用について必要な事項を定める。

（調査等に伴う実費）

第二条 会員（外国特別会員を含む。以下同じ。）は、本会对し、次の各号に掲げる申込、申出、届出又は申請をする場合には、大阪弁護士会各種会費規程（会規第二十号）に定める賦課金のほか、調査のため出張費その他特別の費用を要するときはその実費を納付しなければならない。
い。
一 本会对する入会の申込
二 弁護士法第二十三条の二（第三十条の二十）により準用する場合を含む。）に基づく照会の申出

三 常時勤務を要する報酬ある公職就任等の届出

三の二 弁護士法第三十条第一項及び第三項前段の届出

四 税理士法第五十一条第一項の税理士業務開始通知申請

五 弁護士法第三十条の十七ただし書に基づく非常駐許可申請

2 実費は、別に規則で定める場合のほか、前項第一号による登録若しくは登録換の請求の進達を拒絶することが確定し、又は同項第五号の申請が不許可となった場合でも返還しない。入会の申込又は申請が取り下げられた場合も同様とする。

（証明手数料）

第三条 会員は、本会对し、身分証明書、印鑑証明書その他各種証明書の交付を請求する場合は、一件につき金三百円の手料を納付しなければならない。

（大阪弁護士会館使用料）

第四条 会員は、大阪弁護士会館（以下「会館」という。）を使用する場合は、大阪弁護士会館の使用に関する規則（規則百七十五号。以下「会館使用規則」という。）及び大阪弁護士会館の使用に関する細則（以下「会館使用細則」という。）に基づく使用料を納付しなければならない。